

◆ 納税証明書も新用紙

Q : 国税の納税証明書が新しい用紙になると聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 用紙一面に国税のロゴマークが印刷されていて、複写した場合には「複写」の文字が浮き出る用紙になります。

【解説】

国税庁ではこの度、新しい用紙を使用して納税証明書を発行することにしました。新用紙は、用紙一面に国税のロゴマークが印刷され、複写した場合には「複写」の文字が浮き出るようになっています。

この新用紙は、東京・名古屋・大阪国税局及びこれらの国税局管内の全税務署や、仙台国税局管内の2署、関東信越国税局管内の10署では平成13年7月2日以降発行する納税証明書から、それ以外の国税局及び税務署では平成13年12月10日以降発行する納税証明書から使用されます。

ちなみに、税務署で発行する納税証明書には、主なものとして次の種類があります。

- (1) 納税証明書その1・納付税額等の証明書
- (2) 納税証明書その2・所得金額の証明書
- (3) 納税証明書その3・未納の税額がないことの証明書
- (4) 納税証明書その3の2・申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(個人用)
- (5) 納税証明書その3の3・法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(法人用)

